

騒音規制法の特定施設

(法第 2 条、施行令第 1 条、別表第 1)

1	金属加工機械	
	イ	圧延機械(原動機の定格出力の合計が 22.5kW 以上のものに限る。)
	ロ	製管機械
	ハ	ベンディングマシン(ロール式のものであって、原動機の定格出力が 3.75kW 以上のものに限る。)
	ニ	液圧プレス(矯正プレスを除く。)
	ホ	機械プレス(呼び加圧能力が 294 キロニュートン以上のものに限る。)
	ヘ	せん断機(原動機の定格出力が 3.75kW 以上のものに限る。)
	ト	鍛造機
	チ	ワイヤーフォーミングマシン
	リ	ブラスト(タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く。)
	ヌ	タンブラー
	ル	切断機(と石を用いるものに限る。)
2	空気圧縮機及び送風機(原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。)	
3	土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機(原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。)	
4	織機(原動機を用いるものに限る。)	
5	建設用資材製造機械	
	イ	コンクリートプラント(気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が 0.45m ³ 以上のものに限る)
	ロ	アスファルトプラント(混練機の混練重量が 200kg 以上のものに限る。)

6	穀物用製粉機(ロール式のものであって、原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。)	
7	木材加工機械	
	イ	ドラムバッカー
	ロ	チッパー(原動機の定格出力が 2.25kW 以上のものに限る。)
	ハ	碎木機
	ニ	帯のこ盤(製材用のものにあつては原動機の定格出力が 15kW 以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が 2.25kW 以上のものに限る。)
	ホ	丸のこ盤(帯のこ盤と同じ)
	ヘ	かんな盤(原動機の定格出力が 2.25kW 以上のものに限る。)
8	抄紙機	
9	印刷機(原動機を用いるものに限る。)	
10	合成樹脂用射出成型機	
11	鋳造型機(ジヨルト式のものに限る。)	